

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第 90 号	令和3年度草津市一般会計補正予算（第7号）	
議第 91 号	令和3年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第 92 号	令和3年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）	
議第 93 号	令和3年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第 94 号	令和3年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
議第 95 号	令和3年度草津市水道事業会計補正予算（第1号）	
議第 96 号	令和3年度草津市下水道事業会計補正予算（第1号）	
議第 97 号	草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および草津市企業職員の 給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案……………	2
議第 98 号	草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案……………	4
議第 99 号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案……………	6
議第100号	草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例案……………	12
議第101号	草津市開発行為の手続および基準等に関する条例の一部を改正する 条例案……………	14
議第102号	草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案……………	16
議第103号	訴えの提起について……………	18
議第104号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	23
議第105号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	25
議第106号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	27
議第107号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	29
議第108号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	31
議第109号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	33

議第 97 号

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 26 日

草津市長 橋 川 渉

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「介護時間」の右に「、不妊治療休暇」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇)

第15条の3 不妊治療休暇は、職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 不妊治療休暇の期間は、1の年において通算80日を超えない範囲内で医師が指定する期間内において必要と認められる期間とする。

3 第15条第3項の規定は、不妊治療休暇について準用する。

第17条の見出しおよび同条第1項中「および介護時間」を「、介護時間および不妊治療休暇」に改める。

(草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年草津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「介護休暇」の右に「もしくは不妊治療休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

議第 98 号

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 26 日

草津市長 橋 川 渉

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第 99 号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 26 日

草津市長 橋 川 渉

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和５３年草津市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第４１項第１号ア(ア)中

「

１００平方メートル以内のもの	４５，０００円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面（以下この号において「住宅性能評価書」という。）の添付がなされたものにあつては、１５，０００円）	６９，０００円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、２６，０００円）
１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	６７，０００円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、２３，０００円）	１０３，０００円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、３８，０００円）
２００平方メートルを超えるもの	８９，０００円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、３１，０００円）	１３８，０００円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、５２，０００円）

」を

「

１００平方メートル以内のもの	４７，０００円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条の２第５項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写し（以下この号において「確認書等」という。）の添付がなされたものにあつては、１５，０００円）	７１，０００円（確認書等の添付がなされたものにあつては、２２，０００円）
１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	７１，０００円（確認書等の添付がなされたものにあつては、２２，０００円）	１０６，０００円（確認書等の添付がなされたものにあつては、３３，０００円）
２００平方メートルを超えるもの	９５，０００円（確認書等の添付がなされたものにあつては、	１４１，０００円（確認書等の添付がなされたものにあつては、

は、30,000円)	は、44,000円)
------------	------------

」に改め、

同号ア(イ)中

「

500平方メートル以内のもの	63,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、17,000円）	94,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、26,000円）
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	99,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、26,000円）	148,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、40,000円）
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	208,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、53,000円）	311,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、80,000円）
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	363,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、80,000円）	542,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、122,000円）
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	634,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、118,000円）	945,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、181,000円）
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,168,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、214,000円）	1,741,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、328,000円）
20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,692,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、298,000円）	2,522,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、457,000円）
30,000平方メートルを超えるもの	2,083,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、367,000円）	3,105,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、563,000円）

認定を受けようとする 住戸に係る床面積の合計	手数料の額	
	新築	増築または改築
500平方メートル以内	41,000円（住宅性能評価	61,000円（住宅性能評価

内のもの	価書の添付がなされたものに あつては、14,000円)	書の添付がなされたものに あつては、22,000円)
500平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの	67,000円(住宅性能評 価書の添付がなされたものに あつては、24,000円)	100,000円(住宅性能評 価書の添付がなされたものに あつては、36,000円)
1,000平方メートル を超え3,000平方メ ートル以内のもの	120,000円(住宅性能 評価書の添付がなされたもの にあつては、40,000円)	179,000円(住宅性能評 価書の添付がなされたものに あつては、62,000円)
3,000平方メートル を超え5,000平方メ ートル以内のもの	223,000円(住宅性能 評価書の添付がなされたもの にあつては、75,000円)	334,000円(住宅性能評 価書の添付がなされたものに あつては、115,000円)
5,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内のもの	370,000円(住宅性能 評価書の添付がなされたもの にあつては、125,000 円)	554,000円(住宅性能評 価書の添付がなされたものに あつては、193,000円)
10,000平方メート ルを超え20,000平 方メートル以内のもの	687,000円(住宅性能 評価書の添付がなされたもの にあつては、229,000 円)	1,030,000円(住宅性 能評価書の添付がなされたも のにあつては、352,000 円)
20,000平方メート ルを超え30,000平 方メートル以内のもの	956,000円(住宅性能 評価書の添付がなされたもの にあつては、314,000 円)	1,433,000円(住宅性 能評価書の添付がなされたも のにあつては、482,000 円)
30,000平方メート ルを超えるもの	1,159,000円(住宅 性能評価書の添付がなされた ものにあつては、374,0 00円)	1,737,000円(住宅性 能評価書の添付がなされたも のにあつては、575,000 円)

」を

「

500平方メートル以 内のもの	66,000円(確認書等 の添付がなされたものに あつては、14,000円)	99,000円(確認書等 の添付がなされたものに あつては、21,000円)
500平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの	105,000円(確認書等 の添付がなされたものに あつては、22,000円)	157,000円(確認書等 の添付がなされたものに あつては、32,000円)
1,000平方メートル を超え3,000平方メ ートル以内のもの	220,000円(確認書等 の添付がなされたものに あつては、42,000円)	329,000円(確認書等 の添付がなされたものに あつては、63,000円)

3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	382,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、59,000円）	572,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、88,000円）
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	661,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、74,000円）	992,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、111,000円）
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,217,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、131,000円）	1,824,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、196,000円）
20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,760,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、174,000円）	2,638,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、259,000円）
30,000平方メートルを超えるもの	2,165,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、213,000円）	3,246,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、318,000円）

認定を受けようとする 住戸に係る床面積の合計	手数料の額	
	新築	増築または改築
500平方メートル以内のもの	42,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、12,000円）	63,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、18,000円）
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	69,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、21,000円）	103,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、32,000円）
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	123,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、30,000円）	184,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、46,000円）
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	229,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、57,000円）	342,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、85,000円）
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	379,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、98,000円）	568,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、147,000円）
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	705,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、162,000円）	1,056,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、242,000円）
20,000平方メートルを超えるもの	981,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、213,000円）	1,470,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、318,000円）

ルを超え30,000平方メートル以内のもの	の添付がなされたものにあつては、199,000円)	等の添付がなされたものにあつては、297,000円)
30,000平方メートルを超えるもの	1,189,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、212,000円)	1,782,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、317,000円)

」に改め、

同項第2号中「法第5条第4項第4号イ」を「法第5条第6項第4号イ」に改め、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査

容積率の特例の許可申請手数料 1件につき160,000円

付 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

議第100号

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険条例（昭和34年草津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草津市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議第 101 号

草津市開発行為の手續および基準等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市開発行為の手続および基準等に関する条例の一部を改正する条例

草津市開発行為の手続および基準等に関する条例（平成24年草津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9各号」に改める。

第13条中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9各号」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお従前の例による。

議第 102 号

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

草津市上水道事業給水条例（昭和３７年草津市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

付則第２項中「平成３４年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改める。

付 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第103号

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

草津市長 橋 川 渉

訴えの提起について

所有権移転登記手続請求の訴えを次のように提起する。

記

1 事件名

所有権移転登記手続請求事件 土地 1

所有権移転登記手続請求事件 土地 2

所有権移転登記手続請求事件 土地 3

所有権移転登記手続請求事件 土地 4

2 被告となるべき者

土地 1

個人情報保護のため、住所・氏名は掲載しておりません。

土地 2

個人情報保護のため、住所・氏名は掲載しておりません。

土地 3

個人情報保護のため、住所・氏名は掲載しておりません。

土地 4

個人情報保護のため、住所・氏名は掲載しておりません。

3 請求の要旨

原告は、別紙目録記載の土地（以下「本件土地」という。）につき、遅くとも昭和22年9月27日から昭和42年9月26日までの20年間の所有権の時効による取得を援用することとして、被告は原告に対し、昭和22年9月27日時効取得を原因とする本件土地の所有権移転登記手続をせよ。

4 訴訟遂行の方針

第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

別 紙

物 件 目 録

番号	所在	地番	地目	地積
土地 1	草津市南笠東一丁目字平野	5 4 1 番	ため池	1, 0 3 1 m ²
土地 2	同上	5 4 5 番	池	1 7 5 m ²
土地 3	同上	5 4 6 番	池	1, 0 8 0 m ²
土地 4	同上	5 4 7 番 1	ため池	6 5 1 m ²

議第 104 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立総合体育館
- (2) 草津市立野村運動公園
- (3) 草津市立ふれあい運動場
- (4) 草津市立ふれあい体育館
- (5) 草津市立武道館
- (6) 草津市立三ツ池運動公園
- (7) 弾正公園
- (8) 野村公園

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立社会体育施設条例
- (2) 草津市都市公園条例

3 指定管理者

合同会社 草津市スポーツ振興事業体

代表団体 草津市下笠町161番地

合同会社 草津市スポーツ振興事業体

業務執行社員 公益財団法人 草津市コミュニティ事業団

業務執行社員 公益社団法人 草津市スポーツ協会

構成団体 東京都品川区東品川四丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

代表取締役 有 坂 順 一

4 指定期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

議第105号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立西一会館
- (2) 草津市立西一教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市西草津一丁目8番4号

特定非営利活動法人 ユウ・アンド・アイ

理事長 吉 田 耕 治

4 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議第106号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立橋岡会館
- (2) 草津市立橋岡教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市橋岡町165番地

特定非営利活動法人 熱と光

理事長 山 本 啓 一

4 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議第107号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立新田会館
- (2) 草津市立新田教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市草津町1475番地2

特定非営利活動法人 心輪

理事長 佐 山 繁 樹

4 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議第108号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立常盤東総合センター
- (2) 草津市立芦浦教育集会所

2 設置条例の名称

- (1) 草津市立隣保館条例
- (2) 草津市立教育集会所設置条例

3 指定管理者

草津市芦浦町70番地7

特定非営利活動法人 ハート&ライト

理事長 木 村 源 一

4 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議第109号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

草津市営火葬場

2 設置条例の名称

草津市営火葬場条例

3 指定管理者

邦英商興・タカラビルメン共同グループ

代表団体 愛知県名古屋市北区志賀町一丁目18番

邦英商興株式会社

代表取締役 裏 川 直 也

構成団体 茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1

タカラビルメン株式会社

代表取締役 中 込 太 郎

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで